

警察庁 丁保発第24号
令和3年3月24日

公益社団法人

全国火薬類保安協会 会長 殿

警察庁生活安全局保安課長



火薬類の適正な管理について（依頼）

貴団体におかれましては、平素より火薬類の製造、販売等に係る事件・事故の防止につき深い御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会につきましては、本年7月23日から9都道府県において開催され、また、それに先立ち、東京2020オリンピック聖火リレーが3月25日に福島県を出発し、全都道府県を巡る予定であり、警察庁では各種対策を推進しているところであります。

仮に火薬類の保管管理に適切さを欠くことがあれば、これを悪用した不測の事態の発生も懸念されるところ、貴団体におかれましては、各会員に対して、下記のとおり火薬類の適正な保管管理並びに携帯運搬の自粛などについて御指導を徹底していただきますようお願いいたします。

記

- 1 火薬庫・火薬類貯蔵施設における火薬類の保管状況、保安体制等を再点検し、火薬類の盗難又は紛失防止の徹底を図ること。
- 2 火薬類の運搬中における盗難又は紛失事故を防止するための各種防護対策の強化に努めること。
- 3 火薬類を譲渡する場合の手續を遵守すること。
- 4 火薬類消費場所等における火薬類の適正な管理・取扱い及び火薬類関係帳簿の記載を確実にし、盗難・不正流出の防止に努めること。
- 5 別添に記載の日程及びその前後においては、対象地域等における火薬類の運搬を自粛すること（具体的な自粛期間については、関係警察に確認すること）。

なお、やむを得ず運搬する必要がある場合は、関係警察と連絡を取り、輸送ルート、時間の調整等の措置を採ること。

- 6 火薬類の盗難又は紛失事故、不審者の立ち回り事案等が発生した場合には、直ちに警察官へ届け出ること。